

酒井事務所 ニュース NO.219

平成24年 7月25日 発行
 千代田区飯田橋 3-11-13 ダヴィンチ飯田橋9F
 TEL 03-3230-4600
 FAX 03-3230-4609

酒井社会保険労務士事務所

8月1日から雇用保険の基本手当日額の上限額等が若干引き下げられます

賃金日額	基本手当日額			
	～29歳	30～44歳	45～59歳	60～64歳 65歳～
2320	1856			
2500	2000			
3000	2400			
3500	2800			
4000	3200			
4500	3600			
4640	3712			
5000	3923	3893	3923	3923
5500	4200	4120	4200	4200
6000	4455	4318	4455	4455
6500	4689	4486	4689	4689
7000	4901	4578	4901	4901
7500	5093	4603	5093	5093
8000	5264	4628	5264	5264
8500	5413	4653	5413	5413
9000	5541	4678	5541	5541
9500	5649	4703	5649	5649
10000	5735	4728	5735	5735
10500	5800	4753	5800	5800
11000	5843	4950	5843	5843
11500	5866	5175	5866	5866
12000	6000	5400	6000	6000
12500	6250	5625	6250	6250
12880	6440	5796	6440	6440
13000	上限額	6500	6500	上限額
13500		6750	6750	
14000		7000	7000	
14310		7155	7155	
14500	上限額	7250	7250	上限額
15000		7500	7500	
15020		7510	7510	
15500		7750	7750	
15740		7870	7870	
上限額		上限額	上限額	上限額

賃金日額 = 原則として被保険者期間として算定された最後の6か月間の賃金の総額(臨時に支払われた賃金及び3ヶ月を超える期間ごとに支払われた賞与等を除く)

1. 雇用保険に加入しなければならぬ要件は、次のいずれにも該当する者です

- ① 31日以上の雇用見込みがあること
- ② 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

2. 65歳未満で離職した者の所定給付日数

- ① 特定受給資格者(人員整理等の会社都合、倒産、解雇等による離職)
- ② 特定理由離職者(平成26年3月までの暫定措置期間の定めのある雇用契約期間が満了し、かつ、更新がされないこと等により離職した者)の場合

年齢	算定期間					
	6月未満	6月以上1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
30歳未満						
30歳以上35歳未満			90日	120日	180日	240日
35歳以上45歳未満	受給できない	90日		180日	240日	270日
45歳以上60歳未満			180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満			150日	180日	210日	240日
障害者等の就職困難者	受給できない	150日		300日		
45～64歳				360日		

※離職の日以前1年間に、賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月が通算して6か月以上あることが必要

③ 一般受給資格者(自己都合、定年等による離職等)の場合

年齢	算定期間			
	1年未満	1年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
年齢に関係なく	受給できない	90日	120日	150日
45歳未満			300日	
45～64歳	受給できない		360日	

※離職の日以前2年間に、賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12か月以上あることが必要

※自己都合退職の場合には3か月間の給付制限期間があります、定年等の場合には給付制限期間はありません

3. 65歳以上で離職した者の高年齢求職者給付金

高年齢求職者給付金(一時金)	6月未満		6月以上1年未満		1年以上	
	受給できない	30日分	30日分	50日分	50日分	50日分

4. 再就職手当は、基本手当の受給資格がある者が安定した職業に就いた場合に支給日数が所定給付日数の3分の1以上、かつ45日以上ある一定の要件に該当する場合に支給されます

残日数 2/3 以上	残日数 × 50% × 基本手当日額	※平成24年3月31日までの暫定支給率
残日数 1/3 以上	残日数 × 40% × 基本手当日額	※基本手当日額の上限: 5,870円
		(60～64歳: 4,756円)

5. 就業手当は、基本手当の受給資格がある者が、再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態で就業した場合に基本手当の支給日数が所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上あり、一定の要件に該当する場合に就業日数に応じて支給されます

就業日 × 30% × 基本手当	※基本手当の上限: 1,761円 (60～64歳: 1,426円)
------------------	-----------------------------------